

## 25 - 05 ごみ・し尿処理事業

### 『合併協定項目(案)』

#### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

- (1) 一般廃棄物処理業者の委託
- (2) 白糠町クリーンセンター

合併後1年程度(広域処理施設稼動時まで)継続使用。

#### (3) し尿処理対象地区・収集体制・収集方法等

#### 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

##### (1) ごみ処理対象地区・収集体制・収集方法等

収集体制は現行を引き継ぐが、委託化の方向で効率的な体制を検討。

また、新市において収集方式は統合に向け調整し、収集回数は積極的なごみの減量化・資源化への取組みと合わせ調整。

##### (2) ごみ資源化(啓発、排出抑制)

収集は現行を引き継ぐが、品目の統一及び収集回数は統合を図る。

##### (3) ごみの分別収集推進

合併時までには分別収集区分を調整。

##### (4) 浄化槽汚泥の収集及び処分

許可業者と浄化槽所有者の契約方式に統合を図る。

#### 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

- (1) 廃棄物の減量及び処理に関する条例
- (2) 釧路市資源リサイクルセンター

### 『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 一般廃棄物処理業者の委託 ('ごみ収集人員・車両台数(委託) (一般廃棄物処理業者)')	14 - 01 - 01 - 02	現行方式を引き継ぐ
	(2) 白糖町クリーンセンター('中間 処理施設')	14 - 01 - 02 - 01	合併後1年程度(広域処理施設稼動時 まで)継続使用
	(3) 埋立最終処分施設	14 - 01 - 02 - 02	
	(4) し尿処理対象地区・収集体 制・収集方法等	14 - 02 - 01 - 01	
	(5) し尿収集委託業者	14 - 02 - 01 - 03	
	(6) 釧路市新野処理場('施設')	14 - 02 - 02 - 01	
2 各市町の現行に基づく統合や 再編を行い、新市全体に適用する もの	(1) ごみ処理対象地区・収集体 制・収集方法等	14 - 01 - 01 - 01 【先行調整項目】	収集体制は現行を引き継ぐが、委託化 の方向で効率的な体制を検討  新市において収集方式は統合に向け 調整し、収集回数は積極的なごみの減量 化・資源化への取組みと合わせて調整
	(2) ごみ資源化(啓発、排出抑 制)	14 - 01 - 02 - 03 【先行調整項目】	収集は現行を引き継ぐが、品目の統一 及び収集回数は統合を図る  処理方式は猶予期間をもって効率的・ 効果的な方法に調整
	(3) ごみの分別収集推進	14 - 01 - 03 - 01	合併時まで分別収集区分を調整
	(4) 不法投棄、ごみポイ捨て防止	14 - 01 - 03 - 02	監視体制を強化するとともに、啓発事 業により周知を図る
	(5) ごみ処理に係る普及啓発	14 - 01 - 03 - 04	講座開催等の事業は再編し、資料・パ ンフレット作成等の啓発活動は引き継ぐ
	(6) 犬猫等死骸収集	14 - 01 - 04 - 01	合併後1年程度(広域焼却炉稼動時) で収集・処分方法を統合
	(7) 浄化槽汚泥の収集及び処分	14 - 03 - 01 - 02	許可業者と浄化槽所有者の契約方式 に統合を図る
	(8) 釧路市みんなできれいな街に する条例、阿寒町空き缶等ごみの 散乱防止に関する条例('廃棄物 対策関係条例')	15 - 01 - 01 - 01	新たな条例に再編
	(9) 一般廃棄物処理基本計画	15 - 02 - 01 - 01	現行を引き継ぐが、合併後3年程度で 計画期間の見直しを含め積極的な減量 化・資源化に配慮した計画に再編
3 釧路市の現行に基づき統合し、 新市全体に適用するもの	(1) 釧路市資源リサイクルセン ター('ごみ資源化(啓発、排出抑 制)')	14 - 01 - 02 - 03 【先行調整項目】	新市としての収集項目等を調整
	(2) 釧路市粗大ごみ処理セン ター	14 - 01 - 02 - 04	
	(3) 分別収集推進協力員制度、 環境にやさしい店登録制度など「そ の他主要なリサイクル推進事務事 業」	14 - 01 - 06 - 01	
	(4) 廃棄物の減量及び処理に関 する条例	15 - 02 - 01 - 02	

先行調整項目の残り【14 - 01 - 03 - 06】「ごみ処理の状況 広域連合」は協定項目【17】「一部事務組合・公社等の取扱い」に、【14 - 01 - 01 - 04】「ごみ処理手数料」【14 - 02 - 01 - 02】「し尿 処理手数料・納付状況」は協定項目【19】「使用料、手数料の取扱い」に分類されているもの。